

1－2－1：兵庫県消防防災ヘリコプター運航管理要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、兵庫県が運航する消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の運航及び管理について必要な事項を定める。

(他の法令との関係)

第2条 航空機の運航及び管理は、航空関係法令に定めるものほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 航空機等

航空機、航空機用装備品、消防防災業務活動用装備品等をいう。

(2) 消防防災業務

航空機を使用して行う救急活動、救助活動、火災防御活動、情報収集活動、災害応急対策活動、広域航空消防防災応援活動、その他の消防防災活動に関する業務をいう。

(3) 航空隊員

航空機に搭乗し、消防防災業務に従事する兵庫県消防防災航空隊の隊員をいう。

(4) 自隊訓練

航空隊員が基本技術及び応用技術の習得、習熟及び維持向上を図るために隊内で行う訓練をいう。

第2章 運航管理

(総括管理者)

第4条 航空機の運航管理の総括は、兵庫県防災監（以下「防災監」という。）が行い消防保安課長が補佐する。

(運航責任者)

第5条 運航責任者は、兵庫県消防防災航空隊の隊長（以下「隊長」という。）とし、航空隊員の指揮監督及び航空機の運航管理に関する業務を行う。なお、隊長に事故があるときは、副隊長が代行する。

(運航安全管理者)

第6条 運航安全管理者は、航空機の運航その他の消防防災業務に関する専門的な知見を有する者を充てるものとし、航空機の運航の安全を確保する観点から、運航責任者、機長その他の関係者に対する航空機の運航、消防防災業務の実施、航空隊員の健康管理その他必要と認める事項に関する助言、教育訓練計画等の立案及びこれらの業務に必要な調査研究等を行う。

(航空機に搭乗する者の指定)

第7条 隊長は、搭乗する航空隊員を指定するとともに、運航目的、任務等を明示して当該運航の責任体制を明確にしなければならない。

(業務指揮者)

第8条 業務指揮者は、消防防災業務に関する知識及び技術を有する隊員の中から、隊長が指定するものとし、消防防災業務の指揮を行う。

2 業務指揮者は、航空機に搭乗中、運航責任者による航空機の安全維持に関する指示に従

い、隊員（他の搭乗者を含む。）を指揮監督して消防防災業務の遂行に万全を期さなければならぬ。

（飛行作業命令）

第9条 隊長は、航空機の運航、消防防災業務及び自隊訓練等を適正かつ円滑に行うため、航空業務計画として飛行作業命令を定めなければならない。ただし、緊急運航にあってはこの限りでない。

（運航基準）

第10条 航空機は、次に掲げる活動でその特性を十分に活用することができ、かつその必要性が認められ、気象条件等が運航可能な場合に運航するものとする。

(1) 救急活動

救急現場からの傷病者の緊急搬送、救急現場への医師及び医療資機材等の搬送並びに高次医療機関への傷病者の搬送など

(2) 救助活動

水難事故、山岳遭難事故及び火災等における要救助者の捜索並びに救助、救出など

(3) 火災防御活動

林野火災等の大規模火災における空中消火、人員及び資機材の搬送、伝達広報など

(4) 情報収集活動

火災、救急、救助事案等に伴う情報収集活動など（被害状況調査を含む）

(5) 災害応急対策活動

災害時の状況把握、緊急物資、医薬品等の輸送及び対策要員、医師等の搬送並びに住民への避難誘導、警報等の伝達など

(6) 広域航空消防防災応援活動

応援協定等に伴う相互応援活動及び緊急消防援助隊に伴う活動など

(7) 災害予防活動

災害危険箇所等への調査、各種防災訓練への参加及び住民への災害予防広報など

(8) 訓練のための活動

自隊訓練、緊急消防援助隊訓練、他機関合同訓練など

(9) その他防災監が必要と認める活動

2 航空機の運航は、気象条件及び点検整備等により運航できない場合を除き、原則として日の出から日没までの間とする。ただし、運航責任者が必要と認めた場合は、夜間照明設備のある場所に限り、日の出前又は日没後に離着陸することができるものとする。

（緊急運航）

第11条 緊急運航とは、前条第1項第1号から第6号に規定する運航をいう。

2 緊急運航は、第9条に規定する飛行作業命令に基づく航空機の運航（以下「通常運航」という。）に優先する。

3 運航責任者は、緊急運航を要する事態が生じた場合には、直ちに航空機の出動について決定し、航空機の通常運航中にあっては通常運航を中断し緊急運航を優先する。

4 緊急運航に関して必要な事項は、兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要領に定める。

（情報連絡及び報告）

第12条 業務指揮者は、航空機の搭乗中に得た重要な情報等を遅滞なく運航責任者に報告しなければならない。

2 業務指揮者は、航空機に搭乗し業務（緊急運航の場合を除く。）を終了したときは、運航状況等について運航活動報告書（様式第1号）を作成し、保管しなければならない。

第3章 使用手続

(使用申請)

第13条 航空機の使用を予定（希望）するものは、使用する日の2ヶ月前までに、兵庫県消防防災ヘリコプター使用申請書（様式第2号）を作成し、防災監に申請するものとする。

2 訓練等参加申請の場合は、訓練等実施日の2ヶ月前までに、兵庫県消防防災航空隊合同訓練等参加申請書（様式第3号）を作成し、防災監に申請するものとする。

3 前項に規定する申請は、兵庫県消防防災航空隊において受理するものとする。

4 防災監が指定した臨時離着陸場以外の場所を離着陸に使用するときは、速やかに所有者又は管理者の使用承認を得るとともに、その場所及び周辺の略図を付して申請するものとする。

(使用承認)

第14条 防災監は、前条の使用申請があった場合、その使用内容、飛行経路、離着陸場所及び飛行時間等について審査のうえ、適當と認めたときは承認するものとする。

2 防災監は、前項により承認した場合は、兵庫県消防防災ヘリコプター使用承認書（様式第4号）又は兵庫県消防防災航空隊合同訓練等参加承認書（様式第5号）を申請者に交付するものとする。

第4章 補則

(事故の報告)

第15条 機長は、航空機に搭乗し消防防災業務中に、航空機の事故が発生した場合は、その状況を運航責任者に報告しなければならない。

2 運航責任者は、機長から航空機の事故発生の報告を受けた場合には、直ちに総括管理者に事故に関する報告を行わなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるほか、航空機の運航及び管理に必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成12年5月1日から施行する。

2 兵庫県航空機使用管理要綱（昭和55年7月15日施行）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月7日から施行する。